

# はるか

VOL.7  
2001.11



男女共同参画社会を  
めざして

「かすがい男女共同参画プラン」骨子にあなたのご意見をお聞かせください。

市では、平成8年(1996年)に策定した「かすがい女性プラン21(第3次)」を見直し、新たな計画の策定を進めています。

改定にあたっては、本年3月に「春日井市男女共同参画懇話会」から提出された提言を踏まえ、「男女共同参画社会の実現」の視点から、21世紀初頭の、市民と市が協働して取り組むべき目標と施策を明らかにし、男女共同参画を具体化する指針となる計画にしていきたいと考えています。

この計画の骨子に皆様のご意見をお聞かせください。

## 計画の基本的な考え方

### ●基本目標

男女共同参画社会の実現のために

### ●基本理念

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

### ●基本的視点

- 1 ジェンダー(社会的、文化的に形成された性別)に敏感な視点の定着と深化
- 2 エンパワーメント(力を持った存在になること)の促進
- 3 パートナースhip(対等な協力関係)の推進

### ●計画の性格

- 1 「かすがい女性プラン21」の成果や課題を継承し、男女共同参画社会実現に向けて、市民と市が一体となって推進する計画
- 2 市民参加による男女共同参画懇話会の提言を踏まえて策定
- 3 第四次春日井市総合計画などと整合性を図り、この計画を通して春日井市のまちづくりに貢献

### ●計画期間

平成14年度(2002年度)から平成23年度(2011年度)までの10年間

# 計画の内容

## 目標 I

### 男女共同参画社会に向けての意識改革

#### ●男女平等を確立するための意識づくり

- ジェンダーに敏感な意識の醸成
- 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集提供
- 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
- メディアの活用による意識改革の推進

#### ●男女平等の視点に立った学習・教育の推進

- 男女平等の視点に立った家庭教育の推進
- 男女平等の視点に立った生涯学習の推進
- 男女平等の視点に立った学校教育の推進

「男らしさ」「女らしさ」といった、ジェンダーに基づく偏見や固定的な性別役割分担意識は家庭・職場・地域のあらゆる場面に根強く残っています。このため、男女が平等で「個人」が尊重される社会づくりに向け、ジェンダーに敏感な視点に立った意識啓発や情報提供・学習・教育機会などの充実を図ります。

#### Pickup

- ◆男女平等意識啓発のための月間の設置やフォーラムの開催、広報紙の発行
- ◆男女共同参画に関する意識調査の実施や情報の収集・提供
- ◆講座などを通じての男女平等意識を育てる家庭教育の推進
- ◆平等教育や男女混合名簿による学校教育の推進
- ◆ジェンダーに敏感な視点に立った講座やセミナーの開催による生涯学習の推進

## 目標 II

### 意思決定過程への女性の参画

#### ●政策・方針決定過程への女性の参画

- 審議会などへの女性の登用推進
- 社会活動団体などにおける女性の参画促進・啓発
- 企業などにおける女性の参画促進・啓発
- 市における女性職員の登用促進

#### ●女性のエンパワーメントの支援

- 女性の人材養成と情報の提供
- 国を越えたパートナーシップの形成
- 女性のネットワークの推進
- 女性にかかわる総合相談窓口の充実

男女共同参画社会においては、さまざまな活動の政策・方針を決定する際に男性、女性双方の意思を反映させることが社会システムの根幹となります。このため、政策・方針決定の場への女性の参画を進めます。また、女性が自らの能力を発揮・向上させ、連帯と交流を通して社会的実力を培うことができるよう支援します。

#### Pickup

- ◆市の審議会などへの女性委員の登用推進
- ◆民間企業や社会活動団体などでの女性の参画促進
- ◆女性の人材育成や人材情報の収集・提供
- ◆女性団体などの育成と活動支援やネットワークづくりの推進
- ◆在住外国人への情報提供や交流の推進
- ◆さまざまな女性問題に関する総合相談窓口の充実

## 目標 III

### 家庭生活における男女共同参画の促進

#### ●男女が家庭責任を担える生活環境づくり

- 家事・育児・介護への男女共同参画の推進
- 家族と過ごす時間の確保

#### ●男女が共に子育てができる環境づくり

- 子育て環境の整備
- 育児相談・情報提供体制の充実

#### ●介護を社会的に支える環境づくり

- 在宅介護サービス・介護予防対策の推進
- 介護相談・情報提供体制の充実
- 介護を担う人材の育成と確保

真の男女平等の実現には、男女が家庭生活における活動と就業など他の活動とをバランスよく担う必要があります。このため、男女が共に家庭責任を担い、ゆとりある生活を送ることができる生活環境づくりを進めるとともに、子育てや介護の負担を軽減し、社会的に支えるための条件整備を進めます。

#### Pickup

- ◆男女が共に参加する家事、育児、介護講座の開催
- ◆育児・介護支援に積極的に取り組む企業の紹介
- ◆子育て支援センター、乳児保育、障害児保育の充実や 放課後児童健全育成の推進
- ◆介護サービス提供体制や介護予防事業の推進
- ◆家族介護者の養成や交流事業の推進
- ◆育児や介護への情報提供や相談体制の充実

#### ○ジェンダー

「女らしさ」「男らしさ」で表される性別をジェンダーという。ジェンダーによる性別は、長い歴史の中で形成され、日常生活の中に深く浸透しており、これが性別役割分担や女性差別のもととなっている。

目標  
IV

地域における男女共同参画の促進

●男女が共に地域活動・社会活動に参画しやすい環境づくり

- 男女共同参画の視点に立った地域行事・活動の推進
- 地域・社会活動に関する情報の提供
- リーダーの育成と地域・社会活動への支援
- ボランティア休暇などの推進

●あらゆる人の地域社会への参画支援

- バリアフリーの環境整備と高齢者・障害者の社会参画の推進
- 母子世帯・父子世帯などの生活安定・自立支援

地域活動においては、男女共同参画が必ずしも進んでいるとはいえません。このため、地域における従来からの慣習・慣行を見直し男女が共に地域活動や社会活動に積極的に参画できる地域づくりを進めます。また、障害者、高齢者の世帯や多様な家族が安心・安全な生活を送れるよう地域・社会全体での支援を進めます。

Pickup

- ◆男女が共に参加しやすい地域行事の推進や地域活動のネットワークづくり
- ◆多様なボランティア活動やNPO活動の育成と支援
- ◆高齢者・障害者が参加しやすい学習・交流の機会と場の確保
- ◆母子・父子世帯への自立のための生活支援

目標  
V

就業における男女共同参画の推進

●女性の労働条件の整備と職業能力育成の推進

- 男女の雇用機会均等の普及と多様な働き方の条件整備
- 職業能力の開発・向上への支援
- 就業と起業に関する情報の提供とネットワークづくりへの支援
- 女性労働相談体制の整備

●男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

- セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の推進
- 育児・介護休業制度の利用推進
- 企業における男女共同参画の推進

就業における実質的な男女平等の実現には、男女が同等な機会と条件が与えられることが求められます。しかし、採用、昇進などの面で格差は依然残っています。このため、労働条件の整備を進めるとともに、女性の職業能力の開発や多様な働き方への支援を進めます。また、男女が互いに尊重し、その個性と能力を十分発揮できるよう職場での男女共同参画の促進をめざします。

Pickup

- ◆職業能力の開発や職域拡大のための講座の開催
- ◆就職情報の提供や労働相談の充実
- ◆女性起業家の育成と支援
- ◆職場などにおけるパートナーシップの確立や交流ネットワークへの支援
- ◆女性の職域拡大・育成などに積極的に取り組む企業の紹介

目標  
VI

人権が尊重される社会の実現

●女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性に対する暴力を根絶するための環境づくりの推進
- 被害者救済システムの整備・充実

●女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持のための環境づくり

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識の啓発
- 妊娠・出産にかかわる保健施策の充実
- 心身の健康保持・増進のための環境整備

●メディアにおける女性の人権の尊重

- 女性の人権尊重の表現推進のためのメディアへの働きかけ
- 広報・刊行物などにおける性とらわれない表現の促進

女性の人権を侵害する暴力は被害女性に深刻な影響を与えるものです。このため、女性へのあらゆる暴力を許さない環境づくりを進めます。また、女性の性の尊重と健康保持のために、女性自身のからだの自己決定権に関する認識の重要性について広く周知していきます。さらに、行政情報紙における人権尊重の視点に立った表現を進めます。

Pickup

- ◆女性に対する暴力の実態把握や暴力根絶への啓発
- ◆被害や自立への相談体制の充実
- ◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する学習機会の提供
- ◆スポーツの推進やライフステージに応じた健康づくり
- ◆性差別表現をなくすためのガイドラインの作成

○リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利。人権と性の視点から妊娠、出産、避妊、性感染症、その他について、男女の身体的、精神的、社会的なよりよい状態を保障し、子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかについて女性が自らの意思で選択できる自己決定権を尊重する考え方。

## 計画の推進

この計画を推進するためには、市民、市、社会活動団体、企業などが協調・協力関係のもと、それぞれの役割を担い、一体となって積極的に取り組むことが重要です。市においては、全庁にわたる推進体制の強化充実とともに、施策を総合的かつ計画的に推進するためのフォローアップ体制や進行状況を外部からチェック、評価する組織づくりを進めます。また、施策をより一層効果的に展開するための制度などを検討します。

- 庁内組織の強化や男女共同参画推進本部会議、推進連絡会議の充実
- 市民、有識者、社会活動団体、企業などで構成する推進体制の整備
- 男女共同参画に関する問題対応システムや条例制定に向けた検討

### ご意見をお寄せください

計画の骨子をご覧になって、目標、課題、施策や計画を推進するための市民・社会活動団体・企業の役割などについて、皆様のご意見をお寄せください。意見などは11月22日(木)までに郵送やファクシミリ、Eメールなどで下記へお送りください。

#### ●送付・問い合わせ先

〒486-8686 春日井市民経済部青少年女性課 TEL 85-6152 FAX 85-3786

Eメール siminbu@city.kasugai.aichi.jp

なお、レディヤンかすがい、各ふれあいセンター、各公民館に提出していただいても結構です。

※提出の様式は問いませんが、住所・氏名・性別・年代・職業等を記入してお送りください。

## INFORMATION

### 女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)公開セミナー

ドメスティック・バイオレンス(DV=夫や恋人からの暴力)は、女性に対する暴力という被害にとどまらず、その子どもの心身にも大きな影響を与え深刻な問題になっています。児童虐待との関連性を取り上げながら、夫やパートナーからの暴力は犯罪であり、それは、子どもをも巻き込む犯罪であるということについて、専門家などによる実態の報告と対応策などについてディスカッションを行います。

- と き 11月18日(日)
- ところ レディヤンかすがい
- テーマ ドメスティック・バイオレンス  
～家庭内における女性と子どもへの影響～

#### ◆託児有〈要予約〉

託児を希望される方は11/12(月)までに青少年女性課へお申し込みください

- ◆母子室あります ◆手話通訳(基調報告まで)

#### ■プログラム

- 13:30 開会
- 13:40 ドメスティック・バイオレンス啓発ビデオの上映
- 13:55 基調報告 池田 桂子氏(弁護士)  
長谷川 博一氏(東海女子大学教授)
- 15:05 パネルディスカッション  
パネリスト 安藤 明夫氏(中日新聞記者)  
池田 桂子氏  
長谷川 博一氏  
コーディネータ 橋本 ヒロ子氏  
(十文字女子学園大学教授)
- 16:15 質疑応答
- 16:45 閉会

主催/ 春日井市、春日井市教育委員会、財団法人女性のためのアジア平和国民基金

後援/ 内閣府、外務省、愛知県

### DV防止法

平成13年10月13日にDV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)が施行されました。

主な内容は、都道府県における配偶者暴力相談支援センターの機能の充実、配偶者からの暴力の発見者による通報等の仕組みの整備、裁判所が発する保護命令の制度の創設等です。



ISO14001認証取得  
「環境にやさしい自治体 春日井市」

100%再生紙を使用しています。